

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の納付方法のお知らせ

年金天引き（特別徴収）を開始します

令和5年4月から、次の全てに該当するかたを対象に、年金天引き(特別徴収)を開始します。

【国民健康保険税の場合】

- 1 国民健康保険に加入している世帯主で、令和4年4月2日～10月1日の間に65歳になったかた
- 2 世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上74歳以下であること（令和6年3月31日までに75歳になるかたが世帯にいる場合を除く。）
- 3 世帯主が年額18万円以上の年金を受給しているかた
- 4 世帯主が介護保険料の特別徴収対象者で、介護保険料と国民健康保険税の合計が、年金受給額の2分の1を超えないかた

【後期高齢者医療保険料の場合】

- 1 令和4年4月2日～10月1日の間に加入したかた
- 2 年額18万円以上の年金を受給しているかた
- 3 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が、年金受給額の2分の1を超えないかた

年金天引きから口座振替に変更することができます

口座振替を希望する場合は、保険年金課で手続きが必要です。※納付書払いはできなくなります。

年金天引き（特別徴収）から口座振替への変更を希望しますか？

はい

口座振替の手続きはお済みですか？

はい

被保険者証（保険証）をお持ちのうえ、「納付方法変更申出書」を提出してください。

いいえ

被保険者証（保険証）、通帳、キャッシュカードまたは通帳届出印をお持ちのうえ、「口座振替依頼書」と「納付方法変更申出書」を提出してください。

手続きに必要なもの

- ① 既に口座振替を利用しているかた
・被保険者証（保険証）
- ② 口座振替を利用していないかた
・被保険者証（保険証） ・通帳
・キャッシュカードまたは通帳届出印

・依頼書、申出書は保険年金課で配布します。

・口座名義人と異なるかたが、キャッシュカードで口座振替手続きをする場合は委任状が必要です。

・南彩農業協同組合の口座で振替を希望するかたは、キャッシュカードによる手続きができないため、通帳及び通帳届出印をお持ちください。

・1月31日（火）までに手続きをした場合、4月分から年金天引きを中止します。また、手続きの完了時期により、中止する時期が異なります。

・口座名義人は被保険者、被保険者の親族、被保険者と生計を同一にするかたなどを指定できます。口座振替に変更した場合、社会保険料控除は口座名義人に適用されます。

・納付状況などから、口座振替に変更できない場合があります。

問合せ

保険年金課

☎ 0480 (92) 1111

国民健康保険担当
後期高齢者医療担当

内線 142～144
内線 147・148

